高齢受給者の方の医療費に係る自己負担割合の特例措置が延長されます

高齢受給者（70歳から74歳までの組合員又は被扶養者）の方の医療費に係る自己負担割合については、平成20年４月から２割（一定以上所得者については３割）に変更されましたが、引き続き平成26年３月31日まで特例措置が延長され、自己負担割合が１割（一定以上所得者は除く）に据え置かれます。